

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上市町は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

上市町長

公表日

令和8年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	・本事務は児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①支給要件確認 ②現況受付 ③支払管理 ④統計処理
③システムの名称	児童手当システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 富山県電子申請サービス 児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(81の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項) [情報照会の根拠] (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上市町総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 電話番号:076-472-1111 ファックス番号:076-472-1115

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、年に一度は特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を実施し、人為的ミス発生の原因や対策等に関する教育を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	上り町特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は施錠可能な書棚等への保管を徹底し、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する等の対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	評価実施機関における担当部署(②所属長名)	福祉課長 宮崎純始	福祉課長 高慶孝	事後	人事異動によるもの
平成29年7月3日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	2014/12/1	2017/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成30年7月2日	Ⅰ-5評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	福祉課長 高慶孝	福祉課長	事後	様式の変更によるもの
平成30年4月2日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	2017/4/1	2018/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
平成31年1月1日	Ⅳリスク対策	—	(追加様式)	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱人数(いつ時点の計数か)	2018/4/1	2019/4/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年3月1日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2019/4/1	2021/3/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和3年9月1日	Ⅰ-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法の改正によるもの
令和3年9月1日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2021/3/1	2021/9/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和4年12月27日	Ⅰ-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称)	児童手当システム 宛名管理システム	児童手当システム 宛名管理システム	事後	電子申請機能の追加によるもの
令和7年2月26日	Ⅳ-8人手を介在させる作業(人為的ミスが発生するリスク)		十分である	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	Ⅳ-8人手を介在させる作業(判断の根拠)		上市町特定個人情報等取扱マニュアルに基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までの	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式への移行による
令和7年2月26日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		上市町特定個人情報取扱マニュアル及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	事後	様式の改正によるもの
令和7年5月26日	Ⅰ-3個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法第9第1項 別表第一(56の項)	番号法第9第1項 別表(81の項)	事後	番号法の改正によるもの
令和7年5月26日	Ⅰ-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (26、30、87の項) [別表第二における情報照会の根拠] (74、75の項)	[情報提供の根拠] (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項) [情報照会の根拠] (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項)	事後	番号法の改正によるもの
令和7年5月26日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2021/9/1	2025/5/1	事後	定期的な見直しによるもの
令和8年4月1日	③システムの名称		児童手当システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) 宛名管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	システムの標準化によるもの
令和8年5月1日	Ⅱ-1しきい値対象人数、2取扱者数(いつ時点の計数か)	2025/5/1	2026/5/1	事後	定期的な見直しによるもの